

第3次北広島市環境基本計画

概要版

北広島市

令和3（2021）年3月

1 計画策定の基本的な考え方

1.1.計画策定の趣旨

本市では、良好で快適な環境が将来にわたって確保されることを基本理念とした北広島市環境基本条例を平成12年(2000年)3月に制定し、その基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成13年(2001年)3月に北広島市環境基本計画を策定し、平成23年(2011年)3月に第2次北広島市環境基本計画を策定しました。

第2次計画が令和2(2020)年度で終了することから、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「パリ協定」といった国際動向や、「地域循環共生圏の創造」などの国の動向を踏まえながら、本市における環境の状況の変化に対応していくため、市の新たな環境施策の指針となる北広島市環境基本計画と北広島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を一体的にした、「第3次北広島市環境基本計画」を策定するものです。

1.2.計画の位置づけ



図1：計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づく計画で、まちづくりの基本的な方向や施策を示す北広島市総合計画のもとで、環境の分野を担う基本計画という位置づけです。

1.3.計画の対象と分野

「生活環境」、「循環型社会」、「自然共生社会」、「地球環境」、「環境教育・環境配慮行動」の5つに分類

1.4.計画の推進期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

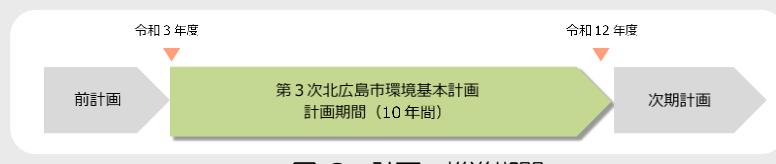


図2：計画の推進期間

2 めざす環境の姿

2.1. 北広島市がめざす環境の姿

森や川、動植物などの貴重な自然・資源を大切にし、快適で暮らしやすい環境を「持続可能」な形で次世代へ引き継いでいくため、さまざまな環境施策に取り組んでいく必要があります。

めざす環境の姿

豊かな自然と資源を次世代へ引き継ぐまち “北広島”



めざす環境の姿の
実現のために

市民ひとりひとりが、環境問題に関心を持ち、地球にやさしい行動を実践していく必要があります。

めざす市民の姿

環境と暮らしとの関わりを理解し、地球にやさしい行動ができるひと

2.2. 各分野の目標

01 生活環境

～安全・安心で快適に暮らせるまち～

02 循環型社会

～減量化・資源化に取り組む、ごみの少ないまち～

03 自然共生社会

～ひとと自然が調和したまち～

04 地球環境

～カーボンニュートラルを目指した、地球にやさしいまち～

05 環境教育・環境配慮行動

～ひとと環境との関わりを学び、環境に配慮した行動ができる人を育むまち～

3 各分野の取組



01

生活環境

～安全・安心で快適に暮らせるまち～

(1) 基本方針

「安全・安心で快適に暮らせるまち」を今後も維持していくため、大気、水質、悪臭、騒音・振動、有害化学物質に対して、継続的に監視や測定を行うとともに、市民や事業者の協力を得ながら、対策を講じていきます。

(2) 代表的な取組内容

① 大気汚染の防止

- 硫黄酸化物や窒素酸化物等の汚染物質の測定と分析を実施します。
- 大気汚染防止法等に基づき、北海道と協力して大気汚染の防止を推進します。

② 水質汚濁の防止

- 千歳川水系等での水質検査を継続し、環境基準超過時等には、その要因等の分析や原因調査に努めます。
- 廃食用油は下水に流さないなど、生活排水の配慮について、情報提供や啓発を推進します。

③ 悪臭の防止

- 悪臭発生源となっている事業場などに対する監視と指導を実施します。

④ 騒音・振動等の防止

- 工場・事業場や建設作業など、騒音・振動の発生源の把握と指導を実施します。

⑤ 有害化学物質による汚染の防止

- ダイオキシン類などの有害化学物質について、北海道の協力などにより状況の把握に努めます。

(3) 成果指標

指標	実績値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
硫黄酸化物濃度	0.5未満 (SO ₂ :mg/100cm ³ /日)	現状維持 もしくは改善
類型指定されている河川のBODの水質環境基準の達成率	72.7%	100.0%
外出時に自家用車の使用を控えている人の割合(アンケート)	50.3%	70.0%
エコドライブの実践率(アンケート)	72.4%	100.0%
油流出事故件数	12件	0件

(4) 市民と事業者の役割(行動指針)

【市民】

- ・廃食用油は下水に流しません。
- ・灯油等の油漏れがないよう家庭用燃料タンクを定期的に点検します。
- ・静穏な生活環境の維持に努めます。など

【事業者】

- ・自動車を新たに所有する際は、次世代自動車等を検討します。
- ・事業活動で公害を発生させないよう、法律や条例を遵守します。
- ・化学肥料や農薬の使用の低減に努めます。など



02

循環型社会

～減量化・資源化に取り組む、ごみの少ないまち～

(1) 基本方針

「減量化・資源化に取り組む、ごみの少ないまち」を実現するため、市民、事業者、市が連携し、ごみの減量化、資源化、適正処理を進めていきます。

(2) 代表的な取組内容

①3Rの推進（リデュース・リユース・リサイクル）

- バイオガス化処理施設（生ごみ）の活用による生ごみの再資源化の取組を推進します。
- マイバックやマイボトルの持参などプラスチックごみの削減について啓発します。

②ごみの適正処理

- 最終処分場の延命化と新たな処分場の確保に努めます。
- 不法投棄監視パトロールを実施します。

③ストックの維持管理・有効活用

- ゼロエネルギー住宅の普及に向け、家庭における蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）、次世代自動車等の導入に対する支援について検討します。

(3) 成果指標

指標	実績値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	589g／人・日	547g／人・日
事業系ごみ排出量	5,241t	5,615t
不法投棄量	86.98t	減少

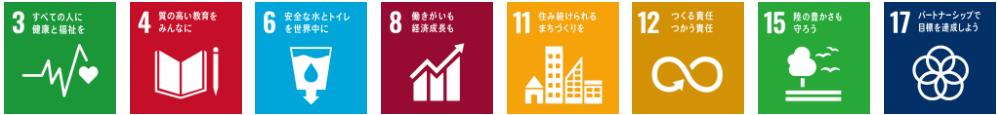
(4) 市民と事業者の役割（行動指針）

【市民】

- ・生ごみの分別・減量化に努めます。
- ・マイバック持参などプラスチックごみの削減に努めます。
- ・食品ロス削減に努めます。
- ・ごみステーションの衛生的な使用に努めます。など

【事業者】

- ・事業所から発生するごみの分別・減量化に努めます。
- ・簡易包装に努めます。
- ・ごみの不法投棄はしません。
- ・事業活動による食品ロスの発生抑制に努めます。など



03

自然共生社会

~ひとと自然が調和したまち~

(1) 基本方針

「ひとと自然が調和したまち」の実現に向け、森林をはじめとした動植物の生息・生育環境を守り、市民が豊かな自然に気軽にふれあえる環境づくりや良好な景観を維持していくための対策を進めます。

(2) 代表的な取組内容

①動植物の生息・生育環境の保全

- 条例等に規制のないさまざまな開発に対し、景観や動植物の生息・生育環境に配慮した開発となるよう、ガイドライン等の作成について検討します。
- エゾシカ等の野生生物と共に存していくため、農作物への被害防止や個体数管理を推進します。

②緑化の推進、公園・緑地等の確保と維持管理

- 公共の場である市の施設や公園の緑化を推進します。また、街路樹の植栽、補植により緑化を促進します。
- 農地・農業資源の維持を図るため、農地の多面的機能を維持する活動に対する支援を実施します。

③自然や農とのふれあいの増進

- 自然とふれあえる施設をより快適に活用できるよう、維持管理を実施します。
- 野鳥や昆虫、植物の観察会など、さまざまな自然体験の講座を実施します。

④地域に根ざした景観、歴史的環境の保全

- 文化財・郷土資料など地域に存在する資源の活用を図り、情報発信や郷土学習を実施します。

(3) 成果指標

指標	実績値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
自然観察会への参加人数	85名	300名
森林の保全・整備の満足度(アンケート)	46.8%	70.0%
河川の保全・整備の満足度(アンケート)	47.3%	70.0%
アライグマの捕獲数	141頭	増加
アライグマによる農業被害額	3,056千円	軽減
エゾシカによる農業被害額	5,383千円	軽減

(4) 市民と事業者の役割（行動指針）

【市民】

- ・森林や河川の保全のボランティア活動への参加に努めます。
- ・野生動物にえさを与えません。
- ・自然観察会などのイベントへの参加に努めます。など

【事業者】

- ・環境ボランティアや環境学習の実施に努めます。
- ・事業所の敷地内の緑化に努めます。
- ・外来種被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守ります。



04

地球環境

～積極的に環境負荷を低減し、地球にやさしいまち～

(1) 基本方針

「積極的に環境負荷を低減し、地球にやさしいまち」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への更新をはじめとした効果の高い地球温暖化対策を進めるとともに、次世代エネルギーの導入に向けた調査検討などを進めています。

(2) 代表的な取組内容

① 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の各施設や事業で温暖化対策を率先して推進します。
- JR 北広島駅や各地域からボーラーパークにアクセスするための公共交通網の形成を図ります。
- 温暖化による影響などについて、市のホームページや環境ひろば、その他のイベントを通じて積極的な情報提供に努めます。

② 気候変動による影響への適応

- 北広島市強靭化計画に基づき、気候変動等による影響の少ないまちづくりに努めます。
- 水源の涵養など森林の保有する多面的機能の維持に努めます。

③ その他の地球環境問題への対応

- フロン等の回収と廃棄を推進します。
- 酸性雨や森林破壊などの動向について、情報収集と提供に努めます。

(3) 成果指標

指標	実績値 (2018 年度)	目標値 (2030 年度)
市内の温室効果ガス排出量	689※ (千 t-CO ₂)	46%削減
新築住宅における ZEH の割合	調査未実施	50%
事業所の ZEB の割合	調査未実施	50%
LED 照明の導入率	調査未実施	100%
設置可能な公共施設への再生可能エネルギー設備の導入割合	12%	50%
HEMS 及び BEMS の導入割合	調査未実施	50%
次世代自動車の導入率	調査未実施	50%
積極的に温暖化対策を実践している人の割合 (アンケート)	12.0%	70.0%

※市内の温室効果ガス排出量のみ、基準年度の 2013 年度の数値となっています。

(4) 市民と事業者の役割 (行動指針)

【市民】

- ・ 節電などにより、省エネルギー対策に努めます。
- ・ 農産物の地産地消に努めます。
- ・ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。など

【事業者】

- ・ 節電などにより、省エネルギー対策に努めます。
- ・ 省エネ - 再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- ・ 環境マネジメントシステムの導入に努めます。など



05

環境教育・環境配慮行動

～ひとと環境との関わりを学び、環境に配慮した行動ができる人を育むまち～

(1) 基本方針

「ひとと環境との関わりを学び、環境に配慮した行動ができる人を育むまち」の実現に向け、環境に関する市民理解を深めていくための学習機会や情報提供の充実、入手しやすさを図るとともに、市民の環境づくり活動に対する支援を進め、市民や団体、事業者などとの交流や連携・協働に取り組みます。

(2) 代表的な取組内容

① 環境学習・教育の充実

- さまざまな動植物とふれあう自然観察会など、環境保全の大切さを体験しながら学べる機会の充実に努めます。
- 学校生活の中にリサイクル活動などの環境保全行動を取り込み、子どもの環境意識の向上に努めます。
- 環境関係の学習会の開催にあたっては、積極的に市内の実践者などの人材に協力を求め、環境学習の担い手として活用します。

② 情報の提供

- 市民に分かりやすいパンフレットやガイドブックなどを作成し、情報提供に努めます。
- インターネット等を活用し、市民が情報を入手しやすいように努めます。

③ 市民活動の支援と連携・協働

- 「環境ひろば」など、市民や団体、事業者などが参加、交流できるイベントを実施します。
- 啓発事業や学習会、自然環境調査、環境づくりなどの活動を、市民団体や事業者などの連携や協働により、効果的に推進します。

(3) 成果指標

(4) 市民と事業者の役割（行動指針）

指標	実績値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
環境啓発事業への参加校数の割合	33.3%	100%
第3次北広島市環境基本計画の認知度 (アンケート)	調査未実施	50%
環境配慮行動計画やガイドラインの策定をしている企業の割合 (アンケート)	18.2%	50%
環境ボランティアや環境学習を実施している事業者の割合 (アンケート)	13.6%	40%

【市民】

- ・環境イベントへの参加に努めます。
- ・環境に関する情報収集に努めます。
- ・環境にやさしい行動に努めます。

【事業者】

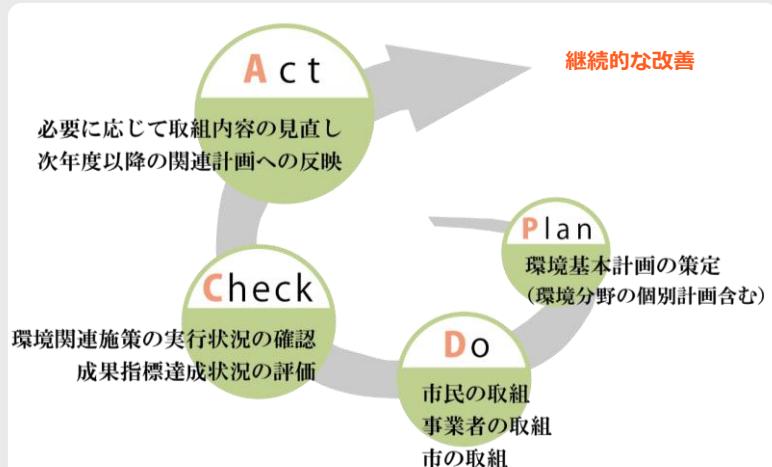
- ・環境ボランティアや環境学習の実施に努めます。
- ・環境に関する情報収集に努めます。
- ・環境配慮行動計画やガイドラインの策定に努めます。

4 計画の推進

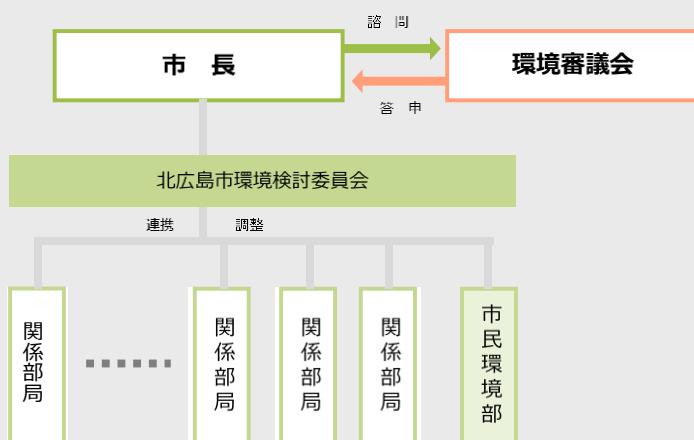
4.1.計画の進行管理

進行管理を適切に行うため、環境審議会の意見などを参考に、PDCAサイクルの考え方に基づき、取組内容が継続的に向上していくよう見直しに努めていくことをとします。

進行状況の把握は、毎年定期的にすべての市の環境関連施策の実行状況を集約し、整理と一定の評価を行うこととし、評価結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、次年度の取組を行っていきます。



4.2.計画推進のための体制・組織



市のさまざまな部門に関係する環境基本計画の推進のため、関係各課が必要に応じて適切に連携することとし、市庁内に総合的な推進体制を整えます。

また、諮問機関として、「環境基本計画に関すること」、「環境の保全及び創造に関する基本的事項」について調査審議することと条例で定められている環境審議会を置き、環境に関する諸課題などについて必要な意見を求めてその反映に努めています。

4.3 協同推進の方針

計画を推進するための取組は、市民1人で実践するものから、市民団体や事業者、市などが実施するもの、これらが連携するものなどさまざまな形があります。

目標の実現のためには市民や事業者などの協力が必要不可欠であることから、「市民や事業者との協働」「他の自治体や国・北海道などとの連携」「行動指針に基づく環境配慮行動の促進」の3つを方針に、連携・協働を進めていくこととします。

